

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者活躍推進計画 実施状況報告書（令和3年度分）

松伏町は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、令和2年3月に「松伏町職員における次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画・障がい者活躍推進計画」を策定し、取組を行っています。

ついては、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定により、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況について、令和3年度の状況を報告します。

【採用に関する目標】

計画期間内（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に町長部局及び教育委員会を併せて新たに障がい者（1人）の採用を目指します。

【実績】

令和3年度は会計年度任用職員を1名採用しました。なお、令和3年6月1日時点の実雇用率（町長部局）は2.67%でした。

【取組内容】

- 障害者雇用推進者として、町長部局は総務課長を、教育委員会は教育総務課長を選任しました。
- 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行いませんでした。
 - ・ 特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。